

第一回 決算委員会合同審査会会議録第一号

付託事件

○國家公務員法案

○國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案

委員氏名

衆議院

委員長 竹山祐太郎君

理事 竹谷源太郎君

島村 一郎君

大宮伍三郎君

片島 港君

高津 正道君

玉井 祐吉君

戸叶 里子君

大上 司君

長尾 達生君

松本 一郎君

富田 照君

水田三喜男君

山崎 猛君

齋藤 晃君

參議院

委員長 下條 康鷹君

理事 太田 敏兄君

山下 義信君

岩崎正三郎君

吉川末次郎君

北村 一男君

田方 進君

谷口彌三郎君

深川タエ君

小野 哲君

中川 利勝君

今泉 政喜君

幸平君

竹中 七郎君

平野善治郎君

小川 友三君

駒井 藤平君

鈴木 憲一君

伊達源一郎君

帆足 計君

山崎 恒君

兼岩 傳一君

千田 正君

西田 天香君

出席委員

衆議院

委員長 竹山祐太郎君

理事 竹谷源太郎君

島村 一郎君

片島 港君

高津 正道君

辻井民之助君

戸叶 里子君

中曾根康弘君

馬越 晃君

受田 新吉君

齋藤 晃君

富田 照君

平井 義一君

宮崎 靖君

參議院

委員長 下條 康鷹君

理事 太田 敏兄君

山下 義信君

岩崎正三郎君

吉川末次郎君

今泉 政喜君

北村 一男君

中川 幸平君

竹中 七郎君

谷口彌三郎君

平野善治郎君

小野 哲君

駒井 藤平君

伊達源一郎君

山崎 恒君

佐藤 達夫君

前田 克己君

昭和二十二年九月三十日(火曜日)
午後一時三十五分開議

出席政府委員
法制局長官 佐藤 達夫君
總理廳事務官(行政 調査部總務部長) 前田 克己君

本日の會議に付した事件

○國家公務員法案

○國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案

會議

〔下條康鷹君会長席に着く〕

○会長(下條康鷹君) 両院の決算委員長の協議によりまして、私が本日の會長席を汚します。どうぞよろしく願います。

只今から決算委員会の合同審査會を開会いたします。御承知の通り、國家公務員法案、並びに附帶する一件の法律案は極めて重要な法案でありますので、衆議院の決算委員会から、參議院の決算委員会に對しまして、合同審査會を求められまして、昨日參議院の決算委員会においても異議なくこれに同意いたしました。今日ここに合同審査會が開かれたわけでありまして、どうぞ各委員におかれましては、この機會に十分この法案に對する御審議をお願いいたします。最初にこの案の今日までの兩院における経過につきまして、報告を願つた方がよいと思ひます。先ず最初に、衆議院の決算委員会から御報告を煩わしたいと存じます。

○竹山祐太郎君 私から衆議院側における今日までの経過を御報告を申し上げます。この法案は十六日に委員付託になりまして、十九日に政府の説明を聴取いたしました。以来、殆んど連続に政府との間に質疑の應答が昨日まで重ねられて参つたのであります。非常に範圍が廣いので、まだ完全に質疑が終つたという段階には入っておりません。併し一應大体一廻りはいたしました感があるわけでありまして、尙この問題については今會長から御発言のように、衆議院といたしましては誠に重大であり、關係が非常に各方面に及んでおりますので、衆議院としても労働及び財政金融の連合審査會を開きました。できるだけ速かに本案の審査を進める上におきまして、參議院と共に審議を続けて頂くことが委員全部の希望でありまして、今日の合同審査會をお願いいたしますことにいたしましたわけでありまして、今後につきましてはさうな方向で審議を続けて行きたいことを希望いたします。おけるわけでありまして、今までに衆議院の質疑を通じて本案に出ました意見、又は質疑の際の論議になりました主な点だけをこの際御報告に代えて申し上げて見たいと存じます。

法案について申し上げて参りたいと思ひます。第二條の一般職と特別職について、各項目の中において三、四の点についてまだ問題が關わされております。例えて申せば、十二号の現業職の問題、これなども範圍が明確なごとくにして明確であります。又各省次官、或いは建設院の長というようなことに

ついても、若干の問題があるわけでありまして。又十七号は、裁判官を取上げるならば、検事もこれはどうかという意見も出ておるのであります。次が人事院の問題であります。これは全般を通じていろいろな角度から論議をされておりました。これについては若干の修正案等も今日まで論議に上つておりますので、それらは後刻又申し上げる機会があると思ひます。個々については省略いたします。それから十條の國務大臣の「俸給に準ずる俸給を受ける」という問題につきましては、今日まだ同じ衆議院の財政の委員会におきまして、會計検査官の問題が同様の條文になっておりました。これが國會議員との關係について若干論議されておるので、同様の問題があるわけでありまして、それから十三條の事務総局につきましても、これは人事院と關聯をいたしました。もつと簡素なものに考へて行つたらどうかという考へ方があるわけでありまして。それから二十五條の人事主任官の問題であります。この主任の仕方等についてもつと民主的にし、又この運営について若干の意見が關わられております。

力で破壊することを主張する政党」と

いうようなことに關して質疑が關わされております。それから第二款の試験の方法等については、もつと詳しく或いは法律を以て決める必要がありはしないかというようなことも言われておるのであります。次が三十四頁の五十九條であります。條件附採用の制度にきつましては、日本としては全般的に及ぼすことにはいろいろ困難な事態が起りはしないかということ等であり、再教育機関その他意見が出てお

ります。次が第六節の中で八十條の適用除外のことにきつまして、二三の問題が出ておられます。次が第二款の懲戒の問題については、今までと制度が根本的に變つておる点について意見が出、尙これに附随して公務員に対する國民彈劾の制度を考慮しなければならぬやないかという意見が出てお

ります。次が第七節、五十三頁の服務の問題については、内容についていろいろな意見があります。次に百一條の政黨との關係につきましても、いろいろ意見が出ておるわけであり、引續いて百二條の私の企業に關することにつきましても、又その退職後二ヶ年の就業禁止のこと等につきましても、意見が關わされておられます。それから附則におきましては、第一條の十月一日よりの問題は、当然これは実行不可能でありますし、又第二條の臨時人事委員會の問題についてもいろいろ意見が出ておられます。又それに關聯をして、六十二頁の眞中頃に「兩議院の同意に關する部分を除く」ということを臨時人事委員會において取ることを聞

違つておるといふ意見も出ておるわけ

であります。

大体條文について申せば、さうな点がありますが、全体といたしましては、人事院に關する問題、又人事院規則が大変廣汎で、その内容等重要なものがありますので、この性質その他に關聯して幾多の議論が關わされて参つたやうなわけであり、不十分でありますけれども、今日までの段階において議論をせられた点を御参考までに御報告を申し上げて、私の経過報告といたします。

○会長(下條廣澤君) 次に私から参議院における現存までの委員會にお

るが、すでに教員委員會を開きまして、それは労働委員會との連合委員會であります。目下總括的な質疑を継続してございまして、まだ終つておらないのであります。その中につきまして、只今竹山委員長が述べられたやうな問題が、やはり参議院でも取上げられたのであります。なにかづくこの人事院の構成が、人事官が三名である

かという点も、もつと教を殖やしたかどうか、それからその人事官の選任の方法が、内閣が選定して議會の同意を経るといふのでなくして、もう少し民主的な何が選挙母体というやうなものがありまして、そこから次第に選定せられて行くといふやうな形にしたかどうかといふやうな御意見がござい

法律事項ではないかといふやうな疑もあ

る点がありますし、その人事院規則の要領といふやうなものもまだ実は何つておらないのであります。これは逐條審議の場合に口頭でお話があるといふことであります。通常こういふ場合は案の内容を具えて審議の参考にするべきではないかといふ意見も出ておりますし、それで今度の人事行政に關する新しい立て方は、従来の官僚組織を破壊して、新しく別個の又官僚組織を作るのであります。而もその基礎的ないわゆる職階制といふやうなものは極めて複雑でありまして、さうしたかやうな制度が日本的なものであるかといふことについての疑が非常に強かつたのであります。恐らくかやうなことは日本の現状の行政組織面においては、実行が困難ではないかといふやうな予感も抱かせるやうな点が多

多あります。さういふことにつきましては、今後十分に検討を要するといふやうな意見が、多かつたやうに存じます。その他いろいろありましたが、まだ今申上げたやうな總括的質問の段階でありまして、追つて衆議院の御意向

をも反映しつつ新しく逐條審議に入りまして、いろいろ詳細検討いたしたといふやうな程度であります。大体ま

あさやうな現状であることを御報告申上げておきます。

すことは、この兩院の合同審査会で、

どの程度まで御審査をお進めになりま

すかといふことを御相談お願ひいたす

のがいいのではないかと思います。が、

○合同審査委員會が終りませねば、

ります上におきましても、私共は幾多

のそれにも疑点があるやうな考えを持

つております。例えば官吏の任免権と

いふやうなものは、或る程度まで、私

はこれは行政権に属する、あまり民主

違つておるといふ意見も出ておるわけ
き方もしておりました、その内容が法
○山下義信君 先ず伺いたいと思いま
は、民主化することに進んで参
を時を俟ていたことであ

ば、お話のように各院ともそれ／＼十
分に慎重に審査をいたして行かなけれ
ばならぬわけでありますが、困難なる
事情等もありまして、できるだけ両院
の審査を聯関を以て進めて参るといふ
意味におきまして、合同審査会の形
をお願いをいたしたのであります、

う方向で御審議をお進め願いたいと存
じます。

従つて逆に又能率的にいたしますため
には、お話の通り、常に合同審査会を
開いて行くことが、果して能率的であ
るかどうかということは、考えなけれ
ばならぬと存じます。でありますか
ら、大体の審議の大まかな方向を御相
談を願ひ、又明日の特別な予定等もあ
りますこととありますから、その後にお
きましては再び各両院においてそれ
ぞれ精密なる御審査を願ひ、その間に
おいて必要な都度合同審査会におかけ
を願うということによつて進行をして
頂くことが、衆議院側としてお願いい
たした心持であります。勿論各位の御
意見によつて御決定をお願いしたいと存
じますが、我々の方の心持を申上げてお
きます。

○会長(下條康慶君) それでは合同審
査会の議事の進め方は、先ず今日の段
階におきまして、両院が相当にいろい
ろ議されましたのでありますから、
その段階におきましては、いろ／＼御
自由に御発言になりまして、さうして
明日はかねて申上げた通り、証人の出
頭を求めておりますから、その方面
から定めし有益な発言があると思いま
す。又さういふことも聴きまして、又
各自各院において適当に審査を続け、
相当審議が進みました時には、又改め
て御相談の上合同審査会を開くなり、
何なりの方法を連絡をして、適当な結
論を得るよう進めて参りたい。さうい
ふことでよろしくございまいしょう
か。

○山下義信君 只今竹山委員長から御
意見がでました。私共全く同感に存じ
ますが、これは両院で問題としており
ます重点を、互に次会からはここに持
ちよりまして、そして同調のできます
る点は速かに審議を進め、又そこに相
違のあります点は、そこで互に審議を
いたしまして、そしてなるべくさうい
うふうな重点的な審議の進め方をいた
します方がいいのじやないかとこう考
えます。但し公述人の証言を聴取、そ
の他当局の意向を尋ねなければならん
といつたようなことは、ここで全く同
一にいたしました方が審議の能率上い
いじやないかと思ひますので、さうい

○会長(下條康慶君) それではさう
にいたしたいと存じます。それではど
うぞまだ時間がありますから、この際
御自由に御発言をお願いしたいと存じま
す。

○山下義信君 衆議院側は本日はこ
の程度で散会して貰いたいと思いま
す。

○竹山祐太郎君 衆議院側は本日はこ
の程度で散会して貰いたいと思いま
す。

○山下義信君 賛成。

○会長(下條康慶君) それでは本日は
この程度に止めておきます。どうも御
苦勞様でございました。

午後二時四分散会

午後二時四分散会

昭和二十二年二月二十六日印刷

昭和二十二年十一月二十七發行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(三三三)